

定額減税補足給付金(不足額給付)申請書

※申請期限：令和7年10月31日(金)(消印有効)

市区町村
受付印

支給市区町村

安 来

市長殿

※令和7年度個人住民税が安来市で算定される方(原則として、令和7年1月1日時点で、安来市に住民票の登録のある方)が対象となります。

【注意事項】

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付1又は2)の対象だと思われるが市から通知がない場合や、市から通知された支給のお知らせや確認書に記載された支給額を変更して申請する必要がある場合に使用するものです。(市から対象者として通知が届いており、その内容に異議がない場合は、本様式は使用しないでください。)

※本様式を提出いただいた場合、市において内容を審査し、給付金を支給する場合は、後日「決定通知書」を送付し、指定された口座に給付金を振り込みます。要件に該当せず給付金の支給対象とならない場合は「不支給決定通知書」を送付します。

※提出書類に不備があり、審査ができない場合などは、記載された連絡先に問い合わせをさせていただくことがあります。電話や文書での連絡がつかない場合、審査不能を理由として不支給となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、口にチェック(☑)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意の上、⑧の給付金を申請します。

- ① 下記【不足額給付1】又は【不足額給付2】の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額を支給します。算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【不足額給付1の支給要件及び支給額】

(Ⅰ＋Ⅱ)※1－Ⅲ＞0の場合、算出された額を支給します。

※1 Ⅰ＋Ⅱは、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合は切り上げる。

- Ⅰ 所得税分不足額：(3万円×減税対象人数※2)－令和6年分所得税控除済額
※2 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- Ⅱ 住民税分不足額：(1万円×減税対象人数※3)－令和6年度分個人住民税所得割控除済額
※3 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- Ⅲ 令和6年度当初調整給付金の額(通知を受け取ったが、受給しなかった場合を含む。)

【不足額給付2の支給要件】…次のいずれかの条件を満たす場合、原則4万円※4を支給します。

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び当初調整給付金の支給対象とならず、また、令和5年度・6年度に実施された低所得世帯向け給付(7万円又は10万円)の対象世帯に該当しなかった。
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び当初調整給付金の対象とならず、また、令和5年度・6年度に実施された低所得世帯向け給付(7万円又は10万円)の対象世帯に該当しなかった。

※4 内訳は住民税分1万円、所得税分3万円であり、令和6年1月1日に国外居住であった(令和6年度分住民税が課税されない)人、所得税分と住民税分で、課税に関する事情が異なる(一方の年だけ専従者である)人等は、要件への該当状況により、支給額の減額を行う場合があります。

- ② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 資料として添付したもの以外に収入はありません。(市で把握している収入を除く。)
- ⑤ (不足額給付2の申請者のみ)令和5年度・6年度に実施された非課税世帯向け7万円、10万円給付金の対象世帯ではありません。
- ⑥ 同時に要件を満たすことのない他の給付金を受給している場合、本給付金の対象とならないことに同意します。(令和6年度の非課税世帯向け給付を受給後に、修正申告等により課税世帯となった場合等で、この要件に該当することがあります。)
- ⑦ 本申請の内容に偽りその他の不正があった場合は、交付決定の取消し及び給付金の返還に異議なく応じます。
- ⑧ 申請する給付金の別及び申請額 不足額給付1・不足額給付2 円

(申請する方を○で囲む)

裏面に続く

2. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
	上記の者を代理人と認め、 不足額給付の(申請書の提出・給付金受給)を委任します。				署名(又は記名押印)
					本人氏名

3. 振込口座(原則、2. の申請者の口座とします。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、安来市総務課給付金係(電話0854-23-3150)までお問い合わせください。

提出書類: 添付が必要なものを確認し、添付したものにチェック(☑)をしてください。

- ☐ 『定額減税補足給付金(不足額給付)申請書』(この書類です)
※ 必要事項をご記入ください。

☐ 誓約・同意事項(表面中段)☐ 申請者(代理人)の氏名など(裏面上段)☐ 振込口座(裏面中段)
- ☐ 『当初調整給付金の支給確認書又は支給決定通知書の写し』
※ 令和6年に給付された当初調整給付金の額がわかる資料をご用意ください。受給要件に該当せず当初調整給付金を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税決定(変更)通知書をご用意ください。
↓
※ 令和6年1月1日時点で安来市に住民票があった方は、安来市で当初調整給付や個人住民税の算定をしているため、添付不要です。
- ☐ 『令和6年度分個人住民税決定(変更)通知書又は 特別徴収税額通知書 などの写し』
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し』
※ 令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる書類の写しを全てをご用意ください。専従者の場合は、事業主のものを含みます。ただし、安来市で把握している資料は省略することができます。
- ☐ 『本人確認書類の写し(代理申請の場合、代理人分を含む)』
※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面のみ)、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し』
※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、審査ができません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人）確認書類

- ・ 運転免許証
- ・ 健康保険証
- ・ マイナンバーカード（表面のみ）
 - ・ 年金手帳
 - ・ 介護保険証
 - ・ パスポート
- ・ 在留カード等の写し
（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人両名の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

定額減税補足給付金(不足額給付)申請書

※申請期限：令和7年10月31日(金)(消印有効)

市区町村
受付印

支給市区町村

安 来

市長殿

※令和7年度個人住民税が安来市で算定される方(原則として、令和7年1月1日時点で、安来市に住民票の登録のある方)が対象となります。

【注意事項】

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付1又は2)の対象だと思われるが市から通知がない場合や、市から通知された支給のお知らせや確認書に記載された支給額を変更して申請する必要がある場合に使用するものです。(市から対象者として通知が届いており、その内容に異議がない場合は、本様式は使用しないでください。)

※本様式を提出いただいた場合、市において内容を審査し、給付金を支給する場合は、後日「決定通知書」を送付し、指定された口座に給付金を振り込みます。要件に該当せず給付金の支給対象とならない場合は「不支給決定通知書」を送付します。

※提出書類に不備があり、審査ができない場合などは、記載された連絡先に問い合わせをさせていただくことがあります。電話や文書での連絡がつかない場合、審査不能を理由として不支給となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、口にチェック(☑)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意の上、⑧の給付金を申請します。

- ① 下記【不足額給付1】又は【不足額給付2】の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額を支給します。算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【不足額給付1の支給要件及び支給額】

(Ⅰ＋Ⅱ)※1－Ⅲ＞0の場合、算出された額を支給します。

※1 Ⅰ＋Ⅱは、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合は切り上げる。

- Ⅰ 所得税分不足額：(3万円×減税対象人数※2)－令和6年分所得税控除済額
※2 納税義務者本人＋令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- Ⅱ 住民税分不足額：(1万円×減税対象人数※3)－令和6年度分個人住民税所得割控除済額
※3 納税義務者本人＋令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- Ⅲ 令和6年度当初調整給付金の額(通知を受け取ったが、受給しなかった場合を含む。)

【不足額給付2の支給要件】…次のいずれかの条件を満たす場合、原則4万円※4を支給します。

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び当初調整給付金の支給対象とならず、また、令和5年度・6年度に実施された低所得世帯向け給付(7万円又は10万円)の対象世帯に該当しなかった。
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び当初調整給付金の対象とならず、また、令和5年度・6年度に実施された低所得世帯向け給付(7万円又は10万円)の対象世帯に該当しなかった。

※4 内訳は住民税分1万円、所得税分3万円であり、令和6年1月1日に国外居住であった(令和6年度分住民税が課税されない)人、所得税分と住民税分で、課税に関する事情が異なる(一方の年だけ専従者である)人等は、要件への該当状況により、支給額の減額を行う場合があります。

- ② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 資料として添付したもの以外に収入はありません。(市で把握している収入を除く。)
- ⑤ (不足額給付2の申請者のみ)令和5年度・6年度に実施された非課税世帯向け7万円、10万円給付金の対象世帯ではありません。
- ⑥ 同時に要件を満たすことのない他の給付金を受給している場合、本給付金の対象とならないことに同意します。(令和6年度の非課税世帯向け給付を受給後に、修正申告等により課税世帯となった場合等で、この要件に該当することがあります。)
- ⑦ 本申請の内容に偽りその他の不正があった場合は、交付決定の取消し及び給付金の返還に異議なく応じます。
- ⑧ 申請する給付金の別及び申請額 **不足額給付1・不足額給付2** 円

(申請する方を○で囲む)

裏面に続く

2. 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 不足額給付の(申請書の提出・給付金受給)を委任します。					署名(又は記名押印)
					本人氏名

3. 振込口座(原則、2. の申請者の口座とします。)

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1 ※		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、安来市総務課給付金係(電話0854-23-3150)までお問い合わせください。

提出書類: 添付が必要なものを確認し、添付したものにチェック(☑)をしてください。

- ☐ 『定額減税補足給付金(不足額給付)申請書』(この書類です)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☐ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☐ 申請者(代理人)の氏名など(裏面上段)
- ☐ 振込口座(裏面中段)
- ☐ 『当初調整給付金の支給確認書又は支給決定通知書の写し』
※ 令和6年に給付された当初調整給付金の額がわかる資料をご用意ください。受給要件に該当せず当初調整給付金を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税決定(変更)通知書をご用意ください。
↓
※ 令和6年1月1日時点で安来市に住民票があった方は、安来市で当初調整給付や個人住民税の算定をしているため、添付不要です。
- ☐ 『令和6年度分個人住民税決定(変更)通知書又は 特別徴収税額通知書 などの写し』
- ☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し』
※ 令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる書類の写しを全てをご用意ください。専従者の場合は、事業主のものを含みます。ただし、安来市で把握している資料は省略することができます。
- ☐ 『本人確認書類の写し(代理申請の場合、代理人分を含む)』
※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面のみ)、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し』
※ 通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、審査ができません。)

本人確認書類等貼付用紙

本人（代理人） 確認書類

- ・ 運転免許証
- ・ 健康保険証
- ・ マイナンバーカード（表面のみ）
 - ・ 年金手帳
 - ・ 介護保険証
 - ・ パスポート
- ・ 在留カード等の写し
（いずれか1つ）

※代理による場合は、本人及び代理人両名の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し